

慶應義塾大学医学部共同利用研究室 研究設備及び機器の使用についての細則

制定 平成 23 年 1 月 12 日
施行 平成 23 年 1 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 文部科学省先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業「KOA Facility の共用促進事業」(以下「共用促進事業」という)に係る、研究設備及び機器(以下「設備機器」という)の使用については「慶應義塾大学医学部共同利用研究室研究設備及び機器の使用についての内規」によるほか、本細則の定めによるものとする。

(応募資格)

第 2 条 設備機器の使用を希望する者(以下「使用希望者」という)は、次の各号を満たす場合に使用の申請をすることができる。

- 1 慶應義塾大学医学部共同利用研究室規程に従うこと
- 2 申請課題ならびにその成果について、平和利用を目的とすること
- 3 人権および利益保護への配慮を行うこと
- 4 文部科学省「生命倫理・安全に対する取組」に適合すること
- 5 経済産業省「安全保障貿易管理について」に適合すること

(使用の申請及び承認)

第 3 条 使用希望者は、所定の課題申請書を慶應医科学開放型研究所(以下「KOA Facility」という)の所長宛に提出する。KOA Facility の執行委員会は当該申請書を審査の上、結果を KOA Facility 事務局に報告する。KOA Facility 事務局は共同利用研究室長(以下「室長」という)に報告し、その承認を得た上で使用希望者に審査結果を連絡する。

(使用料)

第 4 条 ①本細則第 3 条の規定により使用が認められた者(以下「使用者」という)が使用する設備機器の使用料は「使用記録票(以下「記録票」という)」に定める。ただし、実際に徴収する使用料は、使用者の身分により次のとおりとする。

- ②記録票の定めにより、使用者自身が使用料を負担する「自主事業」として使用する場合には、規定の使用料とする。
- ③使用者がその身分を産業界にしていると判断される場合は、記録票に定められた規定の使用料の 3 倍とする。ただし、共同利用研究室委員

会の議を経て、室長は規定の使用料の1倍ないし5倍の範囲で増減させることができる。また、共用促進事業による補助金を充当して行う「産学連携無償利用」として使用する場合には、規定の使用料から設備機器の使用料の一部を免除することができる。

④前項の身分の判断に疑義が生じた場合は、室長が判断を行う。

(誓約書の提出)

第5条 使用者は、本細則第2条の応募資格の内容を遵守することの誓約として所定の誓約書に署名・捺印の上、KOA Facility 事務局に提出する。誓約書の提出がない者には設備機器の使用は認めないものとする。

(セキュリティカード)

第6条 設備機器を使用者が使用するには、セキュリティカードの発行手続きをし、利用登録（有料）をしなければならない。

(成果の扱い)

第7条 ①「産学連携無償利用」にて事業を行う使用者は、課題期間終了後90日以内に利用成果報告書（以下成果報告書）を提出しなければならない。成果報告書は原則として公開するが、所定の手続を行えば、この公開を課題終了時点から最大で2年間延期できるものとする。また、成果報告書提出後に学会発表、論文発表、特許の取得、受賞などの業績が出た場合は、KOA Facility 事務局に報告するものとする。

②「自主事業」にて事業を行う場合には、その成果その他の情報の公開の有無は使用者の判断に委ねる。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、共同利用研究室委員会における議を経て、室長が決定する。

(細則の解釈)

第9条 この細則に定められていない事項についての取り扱いならびに疑義を生じたときの解釈に関しては、共同利用研究室委員会の議を経て室長が決定する。

(その他)

第10条 この細則は共用促進事業の終了の時をもって廃止するものとする。

附 則（平成23年1月12日）

この細則は、平成23年1月12日から施行する。

附 則（平成25年10月25日）

この細則は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 2 日）

この細則は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。